

## 会費の改定について



令和6年6月13日開催の通常総会におきまして、令和7年度より当会の会費を一律20%上げることが承認されましたのでお知らせいたします。

当会は昭和54年から45年間、会費を据え置いたまま本日に至っておりましたが、昨今の物価高騰のおり、法人会の運営を安定的に行うために今回の会費改定となりました。会員の皆様には何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年4月1日収納分より

資本金	会費	
500万円未満	月額	600円
500万円以上1,000万円未満	月額	900円
1,000万円以上2,000万円未満	月額	1,200円
2,000万円以上（新設）	月額	1,500円
※賛助会員	月額	600円
※同系法人	年額	1,200円
※同族法人	—	廃止

### ※賛助会員

本会の事業を賛助するために入会した個人（個人事業主）、法人の事業所（支店・営業所等）、または管外の法人。総会の議決権はありません。会員向けのサービスを受けることはできますが、会の運営には関与できません。

### ※同系法人

代表者が同一、または代表者の配偶者、親、子が代表になっている法人。広報誌等は送付されません。

（「第12回通常総会議案」より抜粋）